

広島県告示第四十八号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定によつて、
県立広島病院に係る広島県病院事業財務規則（昭和三十九年広島県規則第三十四号）第三十
一条の二の規定による医療費預り金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十一年一月十九日

県立広島病院開設者
広島県知事 藤田雄山

警備開発株式会社	委 託 名 称	受 け た 者	（委託した年月日 委託期間）
	住 所		

広島市南区皆実町一丁目八番
二八号

平成二一年一月六日
(平成二一年一月六日(平成
二一年三月三一日)